

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第59回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成27年1月27日（火） 16:00～16:31
於、第一特別会議室

第2 出席した委員（敬称略）

東海 幹夫（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、川瀨 昇、関口 博正、
辻 政次、長田 三紀

（以上6名）

第3 出席した関係職員等

吉良 裕臣（総合通信基盤局長）、吉田 真人（電気通信事業部長）、
高橋 文昭（総合通信基盤局総務課長）、吉田 博史（事業政策課長）、
飯村 博之（事業政策課企画官）、柴山 佳徳（事業政策課調査官）、
竹村 晃一（料金サービス課長）、片桐 義博（料金サービス課企画官）、
神田 剛（情報流通行政局総務課課長補佐（事務局））

第4 議題

諮問事項

- 1 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（実績原価方式に基づく平成27年度の接続料の改定等）について【諮問第3069号】
- 2 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成27年度の加入光ファイバに係る接続料の改定）について【諮問第3070号】
- 3 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成27年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定）について【諮問第3071号】

開 会

○東海部会長 ちょうど定刻で、委員の方々がおそろいになりましたので、ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第59回）を開催させていただきます。

本日は、委員8名中6名がご出席、佐々木委員と宮本委員がご欠席でございますが、いづれにいたしましても定足数を満たしております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議題は、諮問事項3件でございます。なお、今回の諮問事項につきましては、例年の認可申請案件ではございますけれども、少しご説明、工夫をいたしまして、整理をさせていただいて、3件続けて事務局からご説明をし、その後、ご意見、ご質問とさせていただきますと存じます。

諮問第3069号「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（実績原価方式に基づく平成27年度の接続料の改定等）」、さらに諮問第3070号「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成27年度の加入光ファイバに係る接続料の改定）」及び諮問第3071号「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成27年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定）」について、審議いたします。

それでは、初めに総務省から説明をお願いいたします。

○竹村料金サービス課長 はい。それでは、平成27年度の接続料の改定についてご説明いたします。

最初に、資料59-2の1ページ目をご覧ください。諮問書がございますけれども、本件は実績原価方式に基づきます平成27年度接続料の改定について、NTT東日本及びNTT西日本から電気通信事業法第33条第2項の規定に基づく接続約款の変更認可申請があったものでございます。審査の結果、同条第4項各号のいずれにも適合していると認められるため、認可することといたしたいと考えてございます。

同様に、資料59-3は加入光ファイバの接続料改定について、資料59-4はNGNの接続料改定について、接続約款の変更認可申請がされておまして、いづれにつきましても認可をすることにしたいというふうに考えてございます。

以上3件につきまして、電気通信事業法第169条の規定により諮問をするものでございます。

それでは、3件の申請の概要について、資料59-1に基づきまして説明をさせていただきたいと思います。

1ページ目をご覧ください。今回の3件の申請の全体像をお示ししてございます。①の

ヒストリカル接続料と③のNGN接続料に関する申請は平成27年度接続料を設定しようとするものであり、②の加入光ファイバの接続料に係る申請は、昨年認可いたしました3年分の接続料のうち平成27年度分を乖離額調整により変更しようとするものでございます。

接続約款の変更認可申請と併せまして、この表の箱の真ん中のところにあるものでございますけれども、接続料規則第3条に基づく、いわゆる3条許可の申請も提出されているところでございます。

それでは、3ページ目をお開きください。今回の概要でございますが、電気通信事業法では、第一種指定電気通信設備と他事業者との設備の接続に関しまして、接続料及び接続条件について接続約款を定め、認可を受けることが義務づけられております。

接続料は、総務省令で定める機能ごとに定めることとされておきまして、接続料規則で定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものとするのが求められております。具体的には、接続料規則では40の機能について定められておきまして、12の機能について、①のところでございますが、長期増分費用方式により接続料を設定することになってございます。残る28の機能につきましては、第一種指定設備管理部門に整理された資産及び費用に基づきまして接続料原価を算定し、原価が収入に一致するように接続料を設定することが原則になってございます。

次に4ページ目でございますけれども、この28の機能につきましては、前々年度の接続会計を基礎として算定された第一種指定設備管理運営費に資本費用等を加えまして接続料原価を算定することが原則になってございます。今回の申請では、このうち21機能につきまして、実績原価方式の原則に従って接続料が算定されてございます。

一方、この原則の例外でございますけれども、新規かつ相当の需要の増加の見込めるサービスに利用される機能等につきましては、合理的な将来の予測に基づき接続料原価を算定することとされてございます。

①の加入光ファイバにつきましては、平成26年度の改定におきまして、平成24年度の実績に基づく予測により平成26年度から平成28年度の接続料の算定がされまして、認可済みでございます。今回の申請は、このうち平成27年度分について、平成25年度の予測値と実績値の差額、すなわち乖離額を調整するための変更申請でございます。

②のNGNでございますが、4機能につきまして、平成25年度の実績値に基づき、算定期間を1年間とする将来原価方式にて接続料を算定してございます。

1ページおめくりください。5ページ目でございますけれども、具体的な接続機能と本件申請との対応関係を示したものでございます。この図の中でオレンジ色に色づけされている機能がヒストリカル方式による接続料、緑色が加入光ファイバ、青色がNGNで、これが本件の申請における接続料改定の対象の機能でございます。

それでは、実績原価方式に基づく接続料の改定案でございますが、7ページをご覧ください。まず、全体の傾向といたしましては、レガシー系設備に関する接続料につきまして

は、需要の減少により値上がり傾向が継続してございます。その中でも、ドライカップなどのメタル回線に係る接続料については、情報通信審議会の答申を踏まえて開催したメタル回線のコストの在り方に関する検討会の提言を踏まえまして、メタル回線と加入光ファイバ回線に係る費用の配賦方法を見直した影響で、前年度に比べて低減してございます。

次に、PCB廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失の扱いでございます。これにつきましては、40ページをご覧ください。参考資料のところでございますけれども、ポリ塩化ビフェニルは、電気絶縁性、不燃性等の特性を持つ合成油で、右下の写真にあるように照明器具の安定器等に幅広く利用されておりました。昭和43年頃にその毒性ですとか環境汚染が社会問題化しまして、平成13年には法律により平成39年3月までの処分が義務づけられてございます。

NTT東西におきましては、安定器等の撤去を行ってまいりましたが、現在に至るまで処理できずに、すべて保管している状況でございます。これまでPCB廃棄物処理費用を営業費用に引当金として計上しておりましたけれども、処理単価が変更になったために、その分を平成25年度の特別損失に計上してございます。

ここで7ページに戻っていただきたいと思えます。本件申請では、平成25年度に計上した特別損失のうち、表に記載の金額について、接続料原価に算入することとしております。

次に8ページでございます。ドライカップとラインシェアリングの接続料についてご説明いたします。ドライカップの接続料につきましては、メタル回線のコストの在り方に関する検討会における検討、提言を踏まえまして、平成25年度の接続会計において、例えば施設保全費のうち故障修理に係る費用について、従来故障修理件数比を基準とする配賦方法から、故障修理稼働時間比を基準とする方法に見直し、あるいはメタルケーブルの耐用年数につきまして、従来13年であったものを、架空部分は28年、地下部分は36年という見直しを行いました。その結果、接続料原価は減少いたしまして、図の下の表にあります㊸のところでございますけれども、接続料は低減してございます。

一方、㊸にありますとおり、前年度と同様、加入光ファイバ接続料の上昇を抑制するための激変緩和措置を実施しているところでございます。この結果、㊸にありますとおり、平成27年度の接続料は、NTT東日本で42円、西日本で31円の減少となっているところでございます。

また、ラインシェアリングの接続料につきましては、接続料原価が減少した一方、需要がそれ以上に減少したことに伴いまして、接続料はNTT東日本で1円、NTT西日本で6円の上昇となっております。

次に9ページでございますが、通信路設定伝送機能、いわゆる専用線の接続料でございます。下の表には代表的なデジタルアクセスのメニューに係る接続料を例示してございます。

老朽化に伴う設備交換によって、例えば専用加入者線に係る装置の接続料原価が15%

程度増加し、あるいは需要が減少しました影響によりまして、下の表の④にありますとおり、接続料算定単価は増加してございます。さらに、⑥にありますとおり、需要の減少により調整額がかなり大幅に増加したということによりまして、接続料は、③にありますとおり、例えばデジタルアクセスの128kbpsにつきましては、NTT東日本では45%、NTT西日本では29%の増加というふうになっているところでございます。

次に10ページをご覧ください。ここでは公衆電話の接続料についてご説明いたします。公衆電話につきましては、接続料原価は減少しているものの、トラヒックが2割程度減少しているという状況にございます。その結果、接続料はNTT東日本で8.6%、NTT西日本で5%の上昇になってございます。

なお、昨年度と同様、災害発生時の避難所として指定されます施設等に事前設置される特設公衆電話のアクセス回線に係る費用が参入されているところでございます。

また、ページの下の方に記載されてございますけれども、大規模災害時に特設公衆電話の通話料を無料化するということが以前からされているわけにございますが、無料化した通話に係る接続料を事業者間で相互に精算対象外とすることが本年1月に事業者間で合意されまして、本件申請では必要な規定が約款に整備されているところでございます。

次に11ページでございますが、工事費、手続費については、全体の傾向といたしましては、作業単金がPCB特別損失の影響等により上昇しましたために、前年度に比べて概ね上昇傾向にございます。

ただし、本年度の接続料改定に特徴的なものとして、光屋内配線に係る工事費についてご説明したいと思います。平成26年度の接続料の認可に際しまして、当審議会から、光屋内配線工事費の算定に用いられる作業時間につきまして、平成26年度中に再計測を行い、その結果を平成27年度以降の算定に用いることを要請するという答申をいただきました。これを踏まえて、総務省はNTT東西に対しまして、作業時間を再計測するようお願いいたしました。

NTT東西が再計測を実施しましたところ、作業時間の短縮等によりまして、光屋内配線を新設する場合の総時間作業費は、前回の平成21年度の計測時と比べまして約20%短縮されております。これらを踏まえました結果、光屋内配線に係る工事費は低減しているところでございます。

以上が実績原価方式に基づく平成27年度接続料改定の概要でございます。詳細については、資料59-2をご参照いただきたいと思います。

次に、加入光ファイバの接続料について、続けてご説明いたします。

13ページでございます。加入光ファイバの接続料は、平成26年度の接続料改定に当たりまして、平成26年度から平成28年度までの3年分の接続料が算定され、認可されてございます。その際、平成25年度の予測値と実績値の差額、すなわち乖離額を平成27年度の接続料原価に加えて算定することも併せて接続料規則に基づいて許可しているところでございます。

本件申請は、この乖離額を接続料原価に加えることによりまして、認可済みの平成27年度接続料を変更するものでございます。

平成25年度におきましては、自己資本利益率が増加したということによりまして、平成26年度接続料の改定時の予測に比べて自己資本費用が増えまして、乖離額がプラスになったために、認可済みの接続料に比べて高い接続料が申請をされているところでございます。

14ページから16ページは、参考資料でございます。まず、14ページは、加入光ファイバを接続事業者が利用する場合に支払うべき接続料を図で表してございます。今回ご説明しておりますのは、このうちピンクの網掛けがしてあります光信号主端末回線に係る接続料でございます。

続きまして、15ページ、16ページは接続料の推移について示してございます。15ページのNTT東日本のケースについてご説明いたしますと、平成26年度から平成28年度までの接続料、これは灰色の点線で示されてございます。メタル回線のコストの在り方に関する検討会の提言を踏まえた費用配賦方法の見直しを行った結果、この接続料は増えるということでございますが、昨年の接続料の改定時には激変緩和措置を講ずることが適当とされまして、昨年の認可接続料は黒い点線で表してございます。今回の申請では、平成27年度の接続料について平成25年度の乖離額を調整しまして、赤の矢印分だけ認可済みの接続料から上げるという申請になってございます。

以上が平成27年度の加入光ファイバに係る接続料の改定の概要でございます。詳細につきましては、資料59-3のご参照願いたいと思います。

次に、続きまして、NGNの接続料についてご説明いたします。平成27年度のNGN接続料、18ページでございますけれども、これまでと同様に、算定期間を1年間とする将来原価方式により算定されてございます。

まず、IGS接続機能でございます。この機能は、接続事業者のPSTN網等から発信された音声呼が、NGNを使って提供される光電話に着信する場合に適用されるものでございます。NTT東西ともに約30事業者がこの機能を利用しているところでございます。接続料原価が減少しまして需要が増加しているために、接続料は、NTT東日本では14.8%、NTT西日本では16.2%減少しているところでございます。

次に、収容局接続機能でございますが、この機能は接続事業者がアクセス回線を設定し、NGNの収容ルータに接続し、NGNを利用するときに適用される接続料でございます。NTT東西ともに自社の設備利用部門のみがフレッツ光の提供に利用しているものでございます。

これにつきましては、需要が増加していますものの、地域IP網の設備撤去に伴う費用を原価に参入したことが影響されまして、NTT東日本では0.5%の増加、NTT西日本では逆に需要が増えていることから、7.0%の減少ということになってございます。

最後に、中継局接続機能でございますが、この機能は、接続事業者が自らのIP網を、

ゲートウェイルータを介してNGNと接続した上で利用する際に適用される接続料でございます。NTT東西の間でのみ使っているものでございまして、接続料は、NTT東日本ではほぼ変わらず、NTT西日本では設備更改によりまして11.6%の値上がりというふうになってございます。

以上が平成27年度のNGNに係る接続料改定の概要でございます。詳細については、資料59-4をご参照願いたいというふうに思います。

次に、3条許可についてご説明いたします。21ページをご覧ください。接続料は接続料規則に定める方法によりまして算定された原価に照らし公正妥当なものであることが求められておりますけれども、特別な理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、別の算定方法を採用することが可能になってございます。

本件は、3本の今回の申請に併せまして、この表に記載のとおり、8つの項目について3条許可の申請が出されてございます。先ほどご説明した、1のPCBの特別損失の項目以外は昨年度までと同様の処理を行うものでございます。

次に、スタックテストについて続けて説明をさせていただきます。23ページをご覧ください。毎年度の接続料の認可の際には、接続料の水準の妥当性を検証することを目的として、「接続料と利用者料金との関係の検証」、いわゆるスタックテストを実施しているものでございます。スタックテストの運用方法につきましては、情報通信審議会の答申を踏まえて、いわゆるスタックテストガイドラインを策定・公表しているところでございます。

その概要を下の表に書いてございますが、まず、検証の時期でございますけれども、毎年度の実績原価方式の接続料の改定時にスタックテストを行うとされてございます。それから、検証区分等につきましては、将来原価方式により算定された機能を利用して提供されるサービスの中で、市場が拡大傾向にあるものを基本として総務省が決定するとされてございます。

その上で、検証方法でございますけれども、①にありますとおり、例えばフレッツ光ネクストといったサービスブランドごとに「営業費相当分と営業費の基準値との関係」を検証するということがまず1点。それから、②にありますとおり、サービスメニューごとに「利用者料金が接続料を上回っているかどうか」ということを検証することになってございます。

①の「営業費相当分と営業費の基準値との関係」につきまして、次の24ページの参考資料で説明をさせていただきます。図の左にありますとおり、利用者料金収入と接続料収入の差額であります営業費相当分、これを右のところの利用者料金収入の20%に相当する営業費の基準値と比較をいたします。前者が大きければスタックテストの要件を満たすというふうになりまして、右側のように後者が大きければ要件を満たさないということで×になるということでございます。

それから、25ページをおめくりください。本件申請につきまして、スタックテストを実施いたしましたところ、検証1につきましても、検証2につきましても、スタックテ

トの要件を満たしているということが認められるというふうになってございます。

以上が今回実施したスタックテストの概要でございます。詳細につきましては、資料59-4の26ページ以降に委員限りの資料が付いてございますので、後ほどご参照いただきたいと思っております。

以上を踏まえまして、審査の結果についてご説明いたします。

資料59-2の17ページをお開きいただきたいと思います。電気通信事業法施行規則、接続料規則及び電気通信事業法関係審査基準の規定に基づきまして審査しました結果、総務省としては、審査事項につきまして、いずれも適と判断しました。これで、実績原価方式に基づく平成27年度の接続料改定に係る接続約款の変更について、認可することが適当と考えてございます。

それから、次に、資料59-3の11ページでございますけれども、平成27年度の加入光ファイバ接続料に係る接続約款の変更についても、認可することが適当と考えてございます。

最後に、資料59-4の23ページをお開きいただきたいと思います。平成27年度のNGN接続料の改定に係る接続約款の変更についても、認可することが適当と考えてございます。

説明は以上でございます。

○東海部会長 ありがとうございます。例年どおりでございますけれども、平成27年度の接続料改定につきまして、3件の案件のご説明をいただきました。どうぞご意見、ご質問をいただきたいと思います。どうぞ。

○辻委員 簡潔なご説明、ありがとうございます。

1点、ちょっと細かいことですが、お聞きしたい。13ページの加入光ファイバに係る接続料の改定案でのご説明の中で、自己資本利益率が上昇したという説明がありました。ただ、NTT東西の場合、どう見ても利益が上がっているとは思えません。これは何が根拠で、NTT東西の自己資本利益率が上昇したということになったのでしょうか。

○竹村料金サービス課長 説明させていただきます。この自己資本利益率につきましては、一定のCAPMと言われる方式によりまして、過去3年分の実績について比較をすることになってございまして、平成27年度に適用される平成23年度から平成25年度の実績値というのが、前回の平成22年度から平成24年度の実績値に比べて0.7%上昇しているということでございます。

○辻委員 そのような計算結果による訳ですね。

○竹村料金サービス課長 はい。これは、この手法によりまして、いわゆるリスクフリーレートに、当該事業者にとって適当なリスクプレミアムを上乗せしましたものを機械的に出すことになってございまして、その式に基づいて計算した結果、上昇しているということになってございます。

○辻委員 今、何年度と何年度を比較するのですか。後者は何年でした？

○竹村料金サービス課長 今回使うものが平成23年度から平成25年度の実績値でございまして、前回のものが平成22年度から平成24年度の実績値ということで、その差が0.7%ということでございます。

○辻委員 分かりました。

○東海部会長 手法については、先生のご専門の領域に近い。

○辻委員 直感的に、アベノミクスで一般的に企業業績が向上しているから、それが入っているのかなと思いました。今伺いますと、それ以前の話ですので、CAPMで計算した結果、そのようになったと分かりましたもので。どうもありがとうございました。

○東海部会長 ほかにいかがでしょうか。

○酒井委員 ちょっと細かいことですが、18ページのところで、平成27年度申請接続料でNTT西日本の中継局接続機能が今回けっこう上がっています。その理由として、設備更改とおっしゃったような気がしますが、設備更改の場合に、当然、新しい設備を入れた場合には減価償却でずっと毎年割り振るわけですね。一括してボンとその設備のコストが、増えるわけじゃないんですね。それでも、こういう形でけっこう上がるのでしょうか。

○竹村料金サービス課長 減価償却はもちろん考慮してございますけれども、NTT東日本が東日本大震災の時に設備更改を実施済みなのに対しまして、西日本は今回やる必要があったということで値上がりしているものというふうに聞いてございます。

○酒井委員 分かりました。

○東海部会長 同じ、NTT東日本もやっているんですけど、少し時期がずれて。

○酒井委員 時期がずれているんですね。分かりました。

○東海部会長 はい。ほかにいかがでございましょうか。特にご発言ございませんでしょうか。

それでは、それぞれの案件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従いまして、諮問された内容を本日の部会長会見で報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。

それぞれの案件に関する意見招請は、従来どおり2回実施させていただきまして、1回目の意見招請期間は2月17日までといたします。

その後、2回目の意見招請を行ってから、接続委員会において調査・検討いただいた上で、最終的に当部会として答申をまとめることとしてはいかがかと思っておりますが、よろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。よろしければ、その旨決定することといたします。

以上で、本日の審議終了でございます。

委員の皆さまから、何かございましょうか。

事務局はいかがででしょうか。

○竹村料金サービス課長 特にございません。

○東海部会長 それでは、以上で本日の会議を終了いたします。次回の事業部会につきましては、別途確定になり次第、事務局からご連絡をさせていただきます。

以上で閉会といたします。ありがとうございました。

閉 会